

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則 (警務課)

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南部振興)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南西部振興)

○ " " (北部振興)

○ " " (北部振興本庄事務所)

○埼玉県立大宮工業高等学校外三校における電子計算組織の入札に関する公示 (入札執行課)

○生徒用机・椅子・机天板の入札に関する公示 (" ")

○平成二十一年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況 (" ")

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正(消防防災課)

一	○平成二十一年度埼玉県准看護師試験 (保険医療政策課)	七
二	○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業支援課)	七
三	○保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり課)	八
四	○保安林の指定の解除予定 (" ")	八
五	○新工事執行管理システム開発業務委託に係る落札者等の公示 (建設管理課)	九
六	○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)	九
七	○ " " (" ")	九
八	○ " " (" ")	九
九	○羽生都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課)	九
一〇	○建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示(建築安全課)	一〇
一一	○小児医療センター人工心臓装置一式の購入に関する一般競争入札公告 (経営管理課)	一〇

一二	○県道熊谷館林線の区域変更 (熊谷県土)	一二
一三	○県道熊谷館林線の供用開始 (" ")	一二
一四	○開発行為に関する工事の完了公告 (熊谷建築安全センター)	一二
一五	○ " " (越谷建築安全センター)	一三
一六	○開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)	一三
一七	○公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の異動 (選管委)	一三

規則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年10月9日

埼玉県公安委員長 高梨 邦彦

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則(昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
第15条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条に次の1号を加える。

- (5) 健康管理指導室に關すること。
- 第57条の8を第57条の9とし、第57条の3から第57条の7までを1条ずつ繰り下げ、第57条の2の次に次の1条を加える。

(健康管理指導室)
第57条の3 厚生課に、健康管理指導室を附置する。

2 健康管理指導室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の健康診断その他保健に關すること。
- (2) 職員の生活相談及び生涯生活設計に關すること。

附則

この規則は、平成21年10月16日から施行する。

告示

埼玉県告示第千三百三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人志民アシストネットワーク

三 代表者の氏名

相京 美津夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西川口五丁目二番一号
伸町住宅店舗一〇六号
五 定款に記載された目的

この法人は、市民や行政、企業という垣根をはずし共に育ちあうために、地域をよくしていくこうとする熱き「志」を持った人々を結び、福祉・環境・教育・国際支援・地域活性化などを考え提言し活動をおこなうとともに、市民セクターと行政、企業、市民との仲介役という立場で、地域活動を協働でスムーズに行えるようサポートし、お互いの経験交流、学びあい、支え合いの場の提供をおこない、個々の生き方を尊重した、誰もが生き生きと暮らせる、まちづくり・人づくりの実現に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第千三百三十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 さわやか学舎

三 代表者の氏名

並木 正

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市野火止二丁目七番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者まで、すべての人が互いの尊厳を尊重し、ふれあい、たすけあい、そして学び、誰もが生きがいをもって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

埼玉県告示第千三百三十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

ら、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人持続可能な公園計画

三 代表者の氏名

北見 潤

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市船木台五丁目十番地三ロイヤルコリーヌC一〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、公園・みどり空間を通じて、人・動植物・地球にとって持続可能な仕組みを創造し、「公園・みどり文化」を普及することを目的とする。平和や自然保護、芸術、教育といった分野と融合し、市民に新しい公園

・みどりのライフスタイルを提供する。

埼玉県告示第千三百四十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十月九日
埼玉県知事 上田清司
一 申請のあった年月日

埼玉県告示第千三百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年十月九日

1 調達内容
(1) 購入等件名及び数量

平成二十一年十月一日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まちの駅ネットワーク本庄
三 代表者の氏名
阿奈 正子
四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市寿三丁目七番十四号
五 定款に記載された目的

この法人は、本庄地域のまちづくり、まちの活性化を推進し、地域住民、地域を訪れた人と人との交流を促進して人に優しいまちづくりを目指す。また、埼玉県が推進する「地域支え合いの仕組み推進事業」について協力して進めていくとともに、「協働の街づくり」を提唱する本庄市の福祉を中心とした諸施策「イベント等」についても協力し「安心、安全、健康のまちづくり」を関係諸団体と連携して具現化することを目的とする。

埼玉県知事 上田清司

埼玉県立大宮工業高等学校外3校における電子計算組織 一式

(2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限
平成22年1月15日(金)

(4) 納入場所
埼玉県立大宮工業高等学校外3校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1082号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入

札執行課物品調達担当 小林 隆太 電話048-830-5780 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁本庁舎地下会議室
平成21年11月24日 (火) 午後1時30分

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成21年11月20日 (金) 午後5時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100分の5以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年11月4日 (水) までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年埼玉県規則第106号) 第9条の規定に該当する入札書

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無
無

- (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当 (電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号) に平成21年10月20日 (火) までに提出すること。

- (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

- (10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年埼玉県条例第15号) に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

- (11) その他詳細は、入札説明書による。

- (12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :

Computers and peripheral equipment for use in four prefectural senior high schools including Saitama Prefectural Omiya Technical High School

- (2) Deadline for submission :

By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., November 20, 2009

In person : 1 : 30 p.m., November 24, 2009

- (3) Contact point for the notice :

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department Saitama Prefectural Government.
Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301
Tel.048-830-5780

埼玉県入札センター

WTOに準じて政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年十月九日

埼玉県長 上田 豊 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板 一式
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

- 第1期 平成22年1月6日(水)
- 第2期 平成22年3月30日(火)

(4) 納入場所

埼玉県立学校77校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な

資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 小林 隆太 電話048-830-5780(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁本庁舎地下会議室
平成21年11月19日(木) 午後1時30分

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成21年11月18日(水) 午後5時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年11月6日(金)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に平成21年10月20日(火)までに提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased : A set of desks, chairs and desk boards for general learning space

(2) Deadline for submission :

By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., November 18, 2009

In person : 1 : 30 p.m., November 19, 2009

(3) Contact point for the notice :

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301

Tel.048-830-5780

埼玉県公告第三百四十三号

平成二十一年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十一年十月九日

埼玉県知事 上田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

埼玉県公告第三百四十四号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「二百三十六万六千円」を「二百四十万四千円」に改める。
第四条第二号イ中「一万七千三百円」

を「一万七千五百円」に、「二万八千六百円」を「二万九千円」に、「二万二千三百円」を「二万二千六百円」に、「三万七千円」を「三万七千五百円」に、「三万二千八百円」を「三万三千三百円」に、「五万六千六百円」を「五万二千三百円」に、「三万九千三百円」を「三万九千九百円」に、「六万五百円」を「六万三千三百円」に、「四万九千八百円」を「五万五百円」に、「七万五千九百円」を「七万七千円」に、「七千三百円」を「七千四百円」に、「一万四百円」を「一万五百円」に改め、同号口中「五千六百円」を「五千七百円」に、「九千円」を「九千二百円」に、「七千六百円」を「七千七百円」に、「一万二千円」を「一万二千二百円」に、「一万四千円」を「一万四千二百円」に、「一万六千九百円」を「一万六千六百円」に、「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に、「一万三千八百円」を「一万四千円」に、「二万円」を「二万三百円」に、「一万七千五百円」を「一万七千七百円」に、「二万五千四百円」を「二万五千八百円」に改める。

第七条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「できない者」の下に「又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」を加え、同条第二号中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

第十四条第一号イ(1)中「二万二千三百円」を「二万二千五百円」に改め、同号イ(2)中「一万七千二百円」を「一万六千五百円」に改め、同号イ(3)中「二万五千五百円」を「二万五千四百円」に改め、同号イ(4)中「一万七千円」を「一万六千七百円」に改め、同号イ(5)中「一万四千九百円」を「一万四千七百円」に改め、同号イ(6)中「一万九千六百円」を「一万八千六百円」に改め、同号イ(7)中「一万八千円」を「一万七千九百円」に改め、同号イ(8)中「一万七千六百円」を「一万八千三百円」に改める。

を「一万七千五百円」に、「二万八千六百円」を「二万九千円」に、「二万二千三百円」を「二万二千六百円」に、「三万七千円」を「三万七千五百円」に、「三万二千八百円」を「三万三千三百円」に、「五万六千六百円」を「五万二千三百円」に、「三万九千三百円」を「三万九千九百円」に、「六万五百円」を「六万三千三百円」に、「四万九千八百円」を「五万五百円」に、「七万五千九百円」を「七万七千円」に、「七千三百円」を「七千四百円」に、「一万四百円」を「一万五百円」に改め、同号口中「五千六百円」を「五千七百円」に、「九千円」を「九千二百円」に、「七千六百円」を「七千七百円」に、「一万二千円」を「一万二千二百円」に、「一万四千円」を「一万四千二百円」に、「一万六千九百円」を「一万六千六百円」に、「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に、「一万三千八百円」を「一万四千円」に、「二万円」を「二万三百円」に、「一万七千五百円」を「一万七千七百円」に、「二万五千四百円」を「二万五千八百円」に改める。

埼玉県告示第千三百四十五号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二三三号。以下「法」という。)第十八条の規定により、埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

平成二十一年十月九日

一 試験期日及び試験場所

埼玉県知事 上田清司

試験期日	試験場所
平成二十二年 二月二十一日 (日)	埼玉県立大学(越谷市三野宮八百二十番地)

二 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「施行規則」という。)第二十三条に掲げる試験科目

三 受験資格

法第二十二條に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

施行規則第二十七条に規定する受験願書及び書類

ロ 受験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間及び場所

平成二十二年一月七日(木)

午前九時三十分から午前十一時及び午後一時から午後四時まで

埼玉県職員会館二階 二〇三会議室(さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一

号)

五 合格発表

平成二十二年三月八日(月)午前十時から午後五時まで

埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前に掲示する。

埼玉県告示第千三百四十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

埼玉県知事 上田清司

ヤオコー所沢美原店

所沢市美原町四丁目二千九百七十八の一 他八筆

二千九百八十七 他四筆

口 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要
所沢市街づくり条例を遵守すること。

交通問題が発生しないように十分配慮すること。

駐車場内及び出入口については、視認性及び安全性を確保すること。

敷地外駐車場利用者の安全性を確保すること。

建設時を含め、騒音・振動・悪臭防止に努めること。

施工時、児童・生徒の敷地内立入防止を願いたい。

計画地に面している道路の歩道部分の車両横断について、注意喚起願いたい。

二 縦覧期間

平成二十一年十月九日から平成二十一年十一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

埼玉県告示第千三百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東栄ビル(ダイエー所沢店)

所沢市東町八十六―二 外

口 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車待ち車両による渋滞、放置駐車、放置自転車等の交通問題が発生しないように充分配慮すること。

営業時間の延長(開店時刻及び閉店時刻)に伴う安全性の問題や交通渋滞対策、さらに周辺道路へ与える影響を充分考慮すること。また、車両の誘導的確に行うとともに歩行者や自転車利用者への安全対策を十分に行うこと。

付近住民からの苦情等が起らないように配慮するとともに苦情等が発生した場合には、速やかに対処すること。

該当店舗の東側と南側は、所沢小学校・所沢中学校の通学路となっている。

開店時刻が早くなることで、児童生徒の安全面に関して、注意喚起願いたい。

二 縦覧期間

平成二十一年十月九日から平成二十一年十一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

埼玉県告示第千三百四十八号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秩父市中津川字下岩舟一八、一一九、字下モ山一二四、一二五、一二七、

一三〇、字家向五三八、字大宮沢五三九、字相原山五四〇の一、字向山五四三の一、五四三の二、五四三の九、字

深沢五四四、字高岩五五三、字赤岩日影五五四、五五五の一、字後山五六二

の一、字小若沢五三六、字滑沢五三七、

埼玉県告示第千三百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項

字ヲロ沢五四五

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採方法 変更しない。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の

伐採の限度並びに植栽の方法及び種

種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁並びに秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

の規定により告示する。

平成二十一年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所
熊谷市柴字原谷一〇の六四

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

埼玉県告示第千三百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

新工事執行管理システム開発業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部建設管理課土木積算・建設IT担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年8月10日

4 落札者の氏名及び住所

パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都多摩市関戸1丁目7番地5

5 落札金額

40,719,000円

6 契約の相手方を決定した中競一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年6月12日

埼玉県告示第千三百五十一号

測量計画機関の長である埼玉県秩父農林振興センター所長大島誠一郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県秩父農林振興センター

二 作業種類

公共測量(確測基準点測量・確定測量図作成)

三 作業地域

秩父郡小鹿野町下小鹿野地内

四 作業期間

平成二十一年九月二十八日から平成二十一年十月三十日まで

埼玉県告示第千三百五十二号

測量計画機関の長である三芳町藤久保第一土地区画整理組合理事長江原弘志から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市町谷第一土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量(三級基準点測量・四級基準点測量)

三 作業地域

上尾市町谷第一土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十一年九月二十八日から平成二十二年三月十五日まで

埼玉県告示第千三百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千七百五十七号で告示した羽生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十一年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

羽生市

二 都市計画事業の種類及び名称

羽生都市計画下水道事業羽生公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十二月二十三日から平成二十四年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

イ 申請者

東埼玉資源環境組合

管理者 板川 文夫

ロ 敷地の位置

吉川市大字中曾根字北沼八百二十番二、字八幡八百九十二番一の各一部(越谷都市計画事業吉川駅南特定土地区画整理事業百十六街区二画地の一部)

ハ 建築物の用途

浸出水処理施設

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十一年十月九日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

午後四時〇〇分から

意見の聴取の場所

吉川市中央公民館 二〇一会議室

埼玉県病院事業告示第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年十月九日

埼玉県病院事業管理者 名和 肇

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
小児医療センター 人工心肺装置 一式
- (2) 購入案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
平成22年3月19日(金)
- (4) 納入場所

埼玉県立小児医療センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂

電話048-822-1748(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手手順

エ 埼玉県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/>)を開く

- (4) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- (5) 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入り口」を選択する。
- (6) 「入札情報公開システム」を選択する。
- (7) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。
- (8) 「物品等」を選択する。
- (9) 「発注情報の検索」を選択する。
- (10) 検索ボタンをクリックする。
- (11) 本入札案件を選択する。
- (12) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県病院局経営管理課 会議室
平成21年10月16日（金）午後3時00分
- (13) 入札の場所及び日時（電子入札による）
埼玉県病院局経営管理課 平成21年11月20日（金）午前11時00分
開札の場所及び日時（電子入札による）
埼玉県病院局経営管理課 平成21年11月20日（金）午前11時15分
- (14) 郵便等（書留郵便等受領日の確認出来る方法に限る）による場合の入札書の宛先及び受領期限
〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当
平成21年11月18日（水）午後5時（必着）
- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金

- 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。
(4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書
(5) 契約書作成の要否
要
(6) 落札者の決定方法
財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
(7) 手続における交渉の有無
無
(8) その他詳細は、入札説明書による。
 - 5 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Heart-Lung Machine
(2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m., November 20, 2009. (bidding by registered mail must be received by 5 : 00 p.m., November 18, 2009)
(3) Contact Infomation : Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitamaken 330-0074
Telephone : 048-822-1748

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 熊谷館林線

三 道路の区域

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備	考
					五・七〇 八・五〇	八四六・〇〇		
					三・〇〇 七・〇〇			
熊谷市葛和田字荒宿七五八番四地先から 同市俵瀬字口通一三二番五地先まで							利根川の河川改修工事による仮道の設置	

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備	考
熊谷館林線	熊谷市葛和田字荒宿七五八番四地先から 同市俵瀬字口通一三二番五地先まで	平成二十一年十月九日	延長八四六・〇〇メートル	

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第一百二十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号

平成二十一年十月九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新 藤 巧

二 検査済証番号

平成二十一年十月一日

熊建セ第百三十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字上崎字長

宮二五五六番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡騎西町大字上崎二五五六番地
野原 正則

野原 正則

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年八月二十一日

指令越建セ第二二〇〇六八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十月二日

第二四五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四三

三九―一、四三四〇―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市栄町二丁目二八一番地

ンサール・US二〇二

田口 琢哉

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年四月二十一日

指令越建セ第二二〇〇一九四〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十月二日

第二四六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字西条原字鎌塚谷

一三〇八―四、一三〇九―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町中央三―四―七

ンセールⅡ一〇一号

小林 和也

埼玉県選管告示第百四十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十一年十月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の種類	施設の開設主体及び名称	所在地
新	医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	三郷市幸房七四五番地
旧	医療法人社団愛友会 三郷順心病院	
新	社会福祉法人江南会 障害者支援施設熊谷	熊谷市野原一〇六四番地一
旧	社会福祉法人江南会 江南療護園	

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
発行日	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇一(代表)